

[別紙1]

婚活イベント開催事業補助金の事務手続きについて

1. 企画提案書提出 (子育て・人財局長が定める日まで)

○交付申請は、下部記載の提出先にメール、郵送もしくは持参してください。

2. 交付申請提出 (子育て・人財局長が定める日まで)

○企画提案が採択となった場合、交付申請が可能です。
○交付申請は、下部記載の提出先にメール、郵送もしくは持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更(補助金の増額)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記記載の提出先までメール、郵送もしくは持参してください。

5. 事業完了

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日となります。

6. 実績報告書提出

(事業終了後20日以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに)

○実績報告は、下部記載の提出先にメール、郵送もしくは持参してください。
○提出された実績報告書に基づき、交付額の確定、通知します。

◎補助金の支払い

※概算払も可能です。交付決定時に案内します。

県の財務会計システムに登録されている口座もしくは請求書記載の口座へ支払います。

資料提出・問い合わせ先

子育て・人財局 子育て王国課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7148 kosodate@pref.tottori.lg.jp